

## ◇ 令和3年度 北島町浄化槽設置事業 補助金額

令和2年度より、単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管補助が受けられます。

補助種別	人槽	補助限度額(円)
注1) 新設	5~10人槽	90,000
転換	5人槽	332,000
	7人槽	414,000
	10人槽	548,000
	注2)宅内配管	単独槽
注3) 撤去	単独槽 又は くみ取り槽	90,000



注1) 建替、増改築等で建築確認申請を伴う場合は、新設補助の対象となります。(住民票の添付が必要)

注2) 宅内配管補助を受ける場合、町の他の制度による補助金を受けていない、又は受けようとしていない方。

注3) 転換の際に撤去補助を受けるには、既存槽を完全に撤去する必要があります。

## ◇ 補助金交付申請の手続き

### 1. 補助金交付申請書(第1号様式) <工事着手前(転換の場合は撤去前)に提出して下さい>

委任状(第12号様式)提出 ※代理申請をする場合のみ

・令和3年度の補助申請受付期間: R3.4.1~R3.12.28

・浄化槽工事の着手後に申請をしても、補助の対象にはなりません。

### 2. 補助金交付決定通知

(決定後郵送)

・変更が生じた場合適宜申請(第4号様式)

・変更・廃止届は必ずR4.1.31までに提出

### 3. 浄化槽設置工事着工~完了

### 4. 実績報告書(第6号様式)提出

<実績報告書はR4.3.31までに提出して下さい>

・R4.3.31までに工事が完了しない場合(使用開始できない等)、

実績報告書が提出できない場合は、補助金の交付ができません。

### 5. 補助金交付額確定通知

(確定後郵送)

### 6. 補助金交付請求書(第9号様式)提出

### 7. 補助金交付(口座振込)

◎補助は予算の範囲内で行います。補助金の予算がなくなり次第、申請受付は終了します。

◎詳細については『北島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』に記載しています。

### 注) 補助対象外となる区域について

下記区域は補助対象地域から除かれます。

・グリーンタウン地域

・公共下水道事業認可区域

※) 補助対象地域内においても専用住宅用以外等については対象外となります。

(店舗のみ、建売り、賃貸目的などは補助対象外です)

{ ご不明な点、ご質問がありましたら 北島町役場 下水道課まで  
お問い合わせください。 TEL: 698-9818 }